

## コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>「政府系公益法人の新制度への移行に係る対応について」別紙2(1)〇3は、「業務独占に係る業務については、当該業務を当該法人のみが実施することが必要性・効率性の観点から適当か」チェックすることとしています。</p> <p>ところが、本件事後チェックは、いずれも「必要性」がないことについてはチェックしているものの、「効率性」については、全くチェックしていません。</p> <p>この点、「必要性」がない場合は、「効率性」のチェックは不要とも考えられます。</p> <p>しかし、制度としては他法人の参入が可能であっても、実際には業務独占となっている場合は、その業務独占状態が効率的であるかどうかチェックするべきだと思います。そして、それが効率的でないと判断される場合は、より強力な他法人の参入促進措置を講じるべきだと思います。</p> <p>したがって、本件法人について、業務独占になっている現状が果たして効率的であるかどうかしっかりチェックするべきだと思います。</p>	<p>業務独占となっている2法人への権限付与に係る事業については、必要性のみならず、効率性の観点からも、権限付与法人を1つとすることを求めているものではなく、法令上も1つの法人に限定しているものではございません。</p> <p>一定の要件を満たした他の社団法人も申請可能であることを金融庁のホームページ上で周知してきたところであり、引き続き、周知を図るとともに問合せに対応できる体制を継続します。</p>